ID:　87
担当部署:　保健福祉課

処分の概要	負担金の還付承認
例規名 根拠条項	聖籠町児童クラブ条例施行規則　第7条第4項ただし書
例規番号	平成15年 規則第24号

【根拠条文】
(負担金の納期限等)
第七条
4　既に納めた負担金は、還付しない。ただし、特別な事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

【基準】
根拠条文に同じ。

標準処理期間	5日

備考

設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年　月　日